

国民健康保険 加入者の皆さんへ

「限度額適用認定証」等の更新は、毎年必要です

国民健康保険の入院における食事代の「標準負担額減額認定証」および一部負担金の「国民健康保険限度額適用認定証」の有効期限は、1年間(8ヶ月～翌年7月)です。

いずれの認定証も、年度ごとに申請が必要です。前年度に引き続いて交付を希望する人は、8月1日以降に、国民健康保険グループ(市役所本庁舎1階)へお問い合わせください。

（扶）各支所で交付申請をしてください。手続きには国民健康保険証と印鑑が必要です。交付要件は、以下のとおり。

問合せは国民健康保険グループ(0798・35・3120)へ。

*老人保健医療における減額認定該当者は、高齢者医療保険グループ(0798・35・3120)へお問い合わせください。

わったが年金記録は把握されているか、「今は国民年金に入しているが、以前、会社で働いていたころの記録はどうなっているか」など、「過去の年金加入の有無」および「基礎年金番号への統合」に関するご相談をお受けします。ぜひご利用ください。

なお、年金受給に関するこ

と、年金見込み額、保険料の支払いなどについての問合せ・ご相談には、臨時会場ではお答えできませんので、西宮社会保険事務所(津門大塚町8-26)で受け付けています。

問合せは西宮社会保険事務所(0798・33・1285)へ。

標準負担額減額認定証

入院時の食事代のうち1食につき260円が患者負担です。

ただし、次のいずれかに該当する国民健康保険加入者は、病院の窓口で「減額認定証」を提示すると、さらに減額されます。

（扶）**「力月あたりの自己負担限度額」**上位所得者(基礎控除後の総所得金額が600万円を超える世帯)…15万円(医療費が50万円を超えた場合は、超えた分の1%を加算)▽一般…8万100円(医療費が26万7000円を超えた場合は、超えた分の1%を加算)▽市民税非課税世帯…3万5400円

（扶）**「力月あたりの自己負担限度額」**世帯主および世帯員全員が市民税非課税の人…2万4600円▽世帯主および世帯員全員が市民税非課税で世帯の所得が0円の場合…1万5000円

（扶）**「力月あたりの自己負担限度額」**世帯主および世帯員全員が給者証とともに「国民健康保険限度額適用認定証」を提示するが、次の自己負担限度額内になります。

交付対象は、保険料の滞納について特別な事情がある世帯のみに限ります。

（扶）

（扶